

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



沖縄県における新型コロナ感染拡大準備情報の基準設定について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「沖縄県における新型コロナ感染拡大準備情報の基準設定について」が届いておりますのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 1706 号
令和 7 年 3 月 3 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 仲村尚司

沖縄県における新型コロナ感染拡大準備情報の基準設定について

今般、沖縄県保健医療介護部感染症医療確保課から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

新型コロナウイルス感染症は現時点において、国から注意報や警報の発令基準が設定されておきませんが、特に高齢者等においては未だ重症化し入院する方が多く、流行時の医療機関への負担が課題となっております。

その為、県では国の注意報や警報の発令基準が設定されるまでの対応として、県独自の基準を設定し、マスコミ宛にも別添のとおりプレスリリースを行った旨、周知するものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 沖縄県における新型コロナ感染拡大準備情報の基準設定について

(令和 7 年 1 月 24 日 (保感第 825 号))

※関係文番は文番管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課:高良、平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

マスコミ各位

令和6年12月18日（水）

沖縄県保健医療介護部感染症対策課 感染症予防班

担 当：加藤、仁平

電 話：098-866-2013

「新型コロナ感染拡大準備情報」の県基準を設定しました

1 概要

新型コロナ感染症については、同じ五類感染症のインフルエンザ等における「注意報」「警報」のような発令基準が、現時点では国から示されておりません。しかし、新型コロナ感染症は、特に高齢者において未だ重症化し入院する方が多く、流行時の医療機関への負荷が課題となっております。

このため本県においては、国の「注意報」「警報」の発令基準が設定されるまでの間、「新型コロナ感染拡大準備情報」の県基準を設定、今後の流行が疑われる場合にはこれを発出し、医療機関や高齢者施設等には感染拡大への備えを、県民にはこれら施設等への受診・訪問時の注意点等を中心に感染対策の呼びかけを行うこととしましたので、お知らせします。

2 「新型コロナ感染拡大準備情報」の県基準

感染症発生動向調査では、現時点で、県内の56定点医療機関（小児科定点:32、内科定点:24）の協力を得て、患者情報を週単位で収集しております。当該週の定点当たり報告数が、当該週の前13週の定点当たり報告数の平均と標準偏差（SD）を算出し、平均+2SD（※）を上回った場合に、医療機関の状況等も確認の上、「新型コロナ感染拡大準備情報」を発出します。

発出後は、患者の週報告数に加え、感染症発生動向調査における県内の7基幹定点医療機関による、新型コロナ入院患者の週報告数等を参考に流行状況を監視し、適時、県民へ注意喚起等を行ってまいります。

※統計学からの考えであり、前13週の報告数の平均から推測される上限値までの範囲の約95%を示す。

平均+2SDが使用されている参考例として、以下の報告がある。

1. 池ヶ谷ら。菌種を限定しないリアルタイムアウトブレイク監視およびラウンド記録管理のシステム化。環境感染誌 Vol. 28 no. 2、2013。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsei/28/2/28_12-063/_pdf/-char/ja

2. 吉岡ら。新たな MRSA アウトブレイク予兆検知法。感染症誌 84:734～739、2010。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/kansenshogakuzasshi/84/6/84_734/_pdf/-char/ja

3 「新型コロナ感染拡大準備情報」発出時の注意喚起等の内容（例）

1) 医療機関、高齢者施設等へ対して

- ① 発熱等の症状がある職員は休むこと。
- ② 職員はマスクを着用し、手指衛生や人数が増える場所での換気など感染対策を徹底すること。
- ③ ワクチン未接種の入院者・入居者には、本人の希望を確認の上、接種の検討をすること。
- ④ 面会者にはマスクを確実に着用させ、体調不良時や多人数での長時間の面会、お子様の面会は控えるようお願いすること。

2) 県民に対して

- ① 手洗いや咳エチケット、換気、体調不良時には自宅で安静にする等の感染対策を行うこと。
- ② 医療機関の受診時は、事前予約の上、マスク着用等の医療機関の指示に従い受診すること。
- ③ 症状がある際は、面会等の目的で医療機関や高齢者施設等を訪問するのは控えること。
- ④ 症状がない場合でも、面会する際は多人数での長時間の面会は避け、マスクを着用すること。
- ⑤ 医療機関や高齢者施設等には、施設内の安全対策を講じる義務があるため、マスク着用等の指示には従うこと。

4 マスコミ向け説明会の開催

今回の「新型コロナ感染拡大準備情報」の県基準設定については、これまでの「注意報」「警報」の発令基準とは異なる取組みであるため、以下の通り WEB 説明会を行います。

- 1) 開催日時：令和6年12月19日、13:30～14:30
- 2) zoom_ID 等：別途お知らせします。

5 参考

- 沖縄県感染症情報センター「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行状況（速報値）」
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/iryokenko/shippeikansensho/1005861/1006484.html>
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/covid-19.html>

令和6年12月19日

「新型コロナウイルス感染拡大準備情報」の

県基準設定に係る説明会



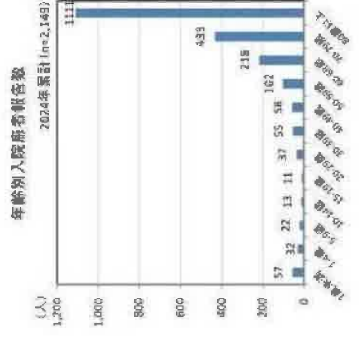
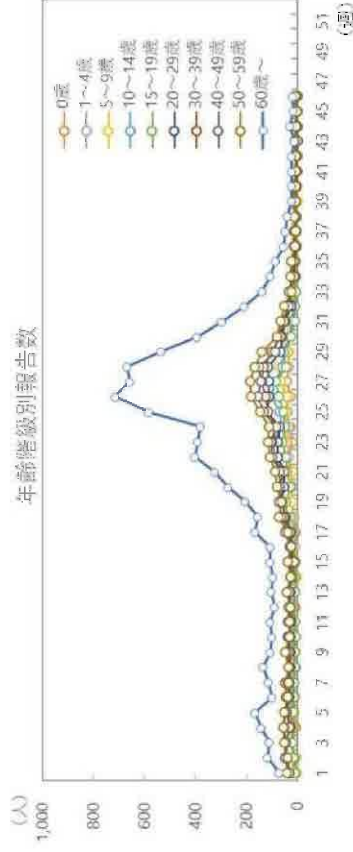
沖縄県保健医療介護部感染症対策課

県基準設定の経緯

- 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より感染症法上、五類感染症の定点把握疾患となった。
- 定点把握疾患については、国より「注意報」「警報」の発令・解除基準が設定されている。

インフルエンザを例とすると		基準(定点当たり患者報告数)
「注意報」発令		10人以上
「警報」発令		30人以上
解除		10人未満

- 新型コロナウイルス感染症については、未だ国基準の設定がされていないが、今夏においても、沖縄県においては高齢者を中心に感染が拡大し、多くの方が入院した。



沖縄県感染症情報センター作成(2024年第46週時点)

県基準設定の経緯

- 本県では今年度、患者報告数が増加傾向にあるとして、5～6月に3回のプレスリリースの他、RICCAにより注意喚起を行ってきたが、入院例を含めた患者の中心が高齢者となり、**多くの県民からは感染拡大の実感がわかない状況となった。**
- そのため、「注意報」「警報」のような明確なメッセージを伝えるため、県では「**新型コロナウイルス感染拡大準備情報**」の発出基準を設定、感染拡大の兆候を捉えた際に発出し、注意喚起を行うこととした。
- 発出基準としては、当該週の前13週の定点当たり報告数の平均と標準偏差(SD)を算出し、当該週の定点当たり報告数が、平均+2SDを上回った場合に異常値を捉えたとし、医療機関の状況等も確認の上、「**新型コロナウイルス感染拡大準備情報**」を発出することとした。

「新型コロナウイルス感染拡大準備情報」発出時の注意喚起(例)

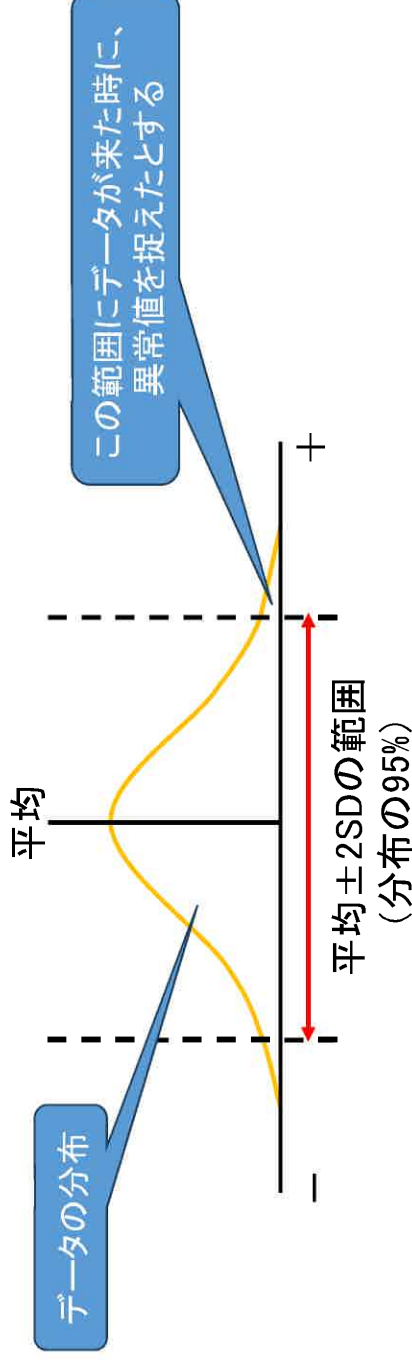
- 高齢者が多く入院、入居する医療機関、高齢者施設等には、感染拡大に備えた準備の呼びかけを行う。
 - ① 発熱等の症状がある職員は休むこと。
 - ② 職員はマスクを着用し、手指衛生や人数が増える場所での換気など感染対策を徹底すること。
 - ③ ワクチン未接種の入院者・入居者には、本人の希望を確認の上、接種の検討をすること。
 - ④ 面会者にはマスク着用と、体調不良時や多人数での長時間の面会、お子様の面会は控えるようお願いすること。
- 県民には、これら医療機関、高齢者施設等を受診、訪問する際の注意点を呼びかける。
 - ① 医療機関の受診時は、事前予約の上、マスク着用等の医療機関の指示に従い受診すること。
 - ② 症状がある際は、面会等の目的で医療機関や高齢者施設等を訪問するのは控えること。
 - ③ 症状がない場合でも、面会する際は多人数での長時間の面会は避け、マスクを着用すること。
 - ④ 医療機関や高齢者施設等には、施設内の安全対策を講じる義務があるため、マスク着用等の指示には従うこと。
- 発出後も患者報告や入院の状況を監視し、適時、基本的な感染対策などの周知を行う。

県の基準「平均 $\pm 2SD$ 」について

- 標準偏差 (SD) は生データのバラツキの指標 (偏り) で、データ数がある程度大きく、分布が正規分布に近い時は、
平均値 $\pm SD$ の範囲にデータの入る確率は68%
平均値 $\pm 2SD$ の範囲にデータの入る確率は95%
平均値 $\pm 3SD$ の範囲にデータの入る確率は99.7%、となる。

(浜田。医薬データの要約。＜教育資料＞アブライド・セラピューティクス、Vol.3 No.2, pp37-46, 2012 より一部引用。

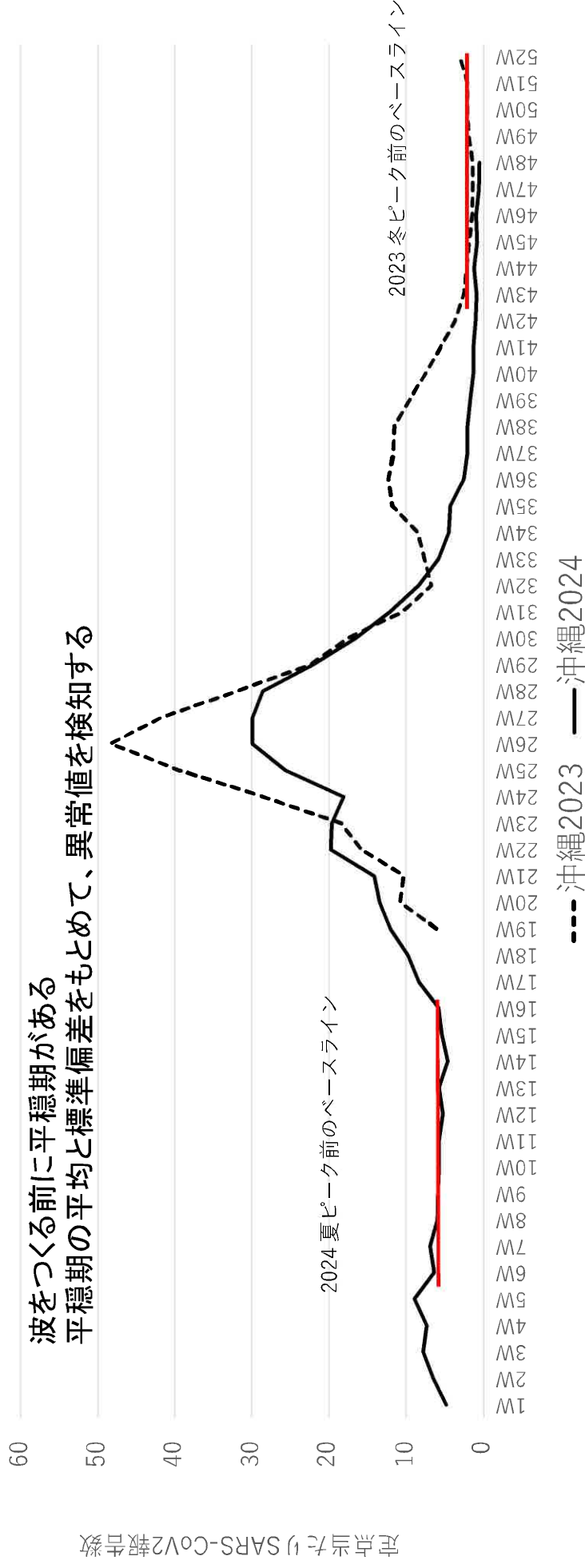
https://www.jstage.jst.go.jp/article/appliedtherapeutics/3/2/3_37/_pdf/-char/ja)



イメージ図

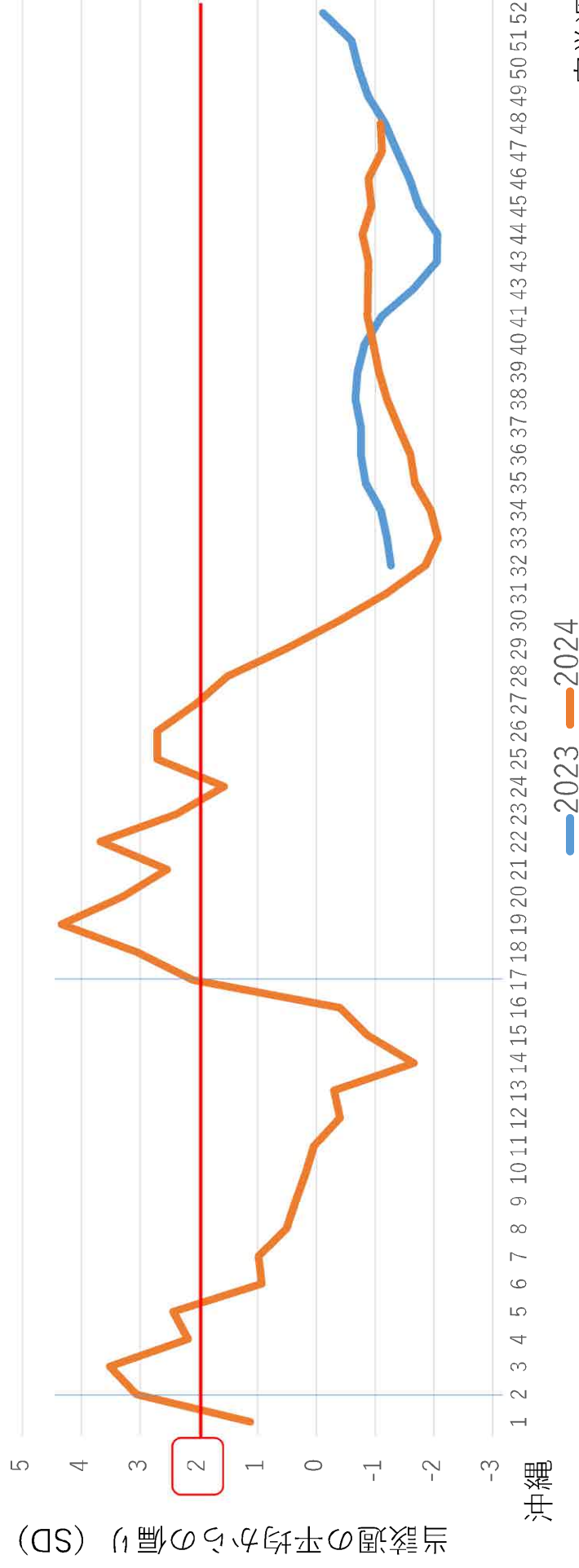
(身長や体重など、身近な数字でイメージして下さい)

新型コロナウイルス定点当たり患者報告数(沖縄)



沖縄の新型コロナウイルス感染症の発生動向

直近3か月（13週）の定点当たり報告数の平均からの偏り 標準偏差（SD）の2倍を超えた時点で異常値としてとらえることが出来ます。



2024年 第2週（1月8日～14日） データ公表1月17日
2024年 第17週（4月22日～28日） データ公表5月1日

2024夏、本県のプレスリリースは
第19週の報告数をもって実施

疫学週